産業競争力強化法第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の認定等に関する省令（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年11月20日
経済産業省経済産業政策局
生活維持物品役務需要減等対策室

標記について、令和８年９月８日から同年10月７日まで、下記のとおり広く国民の皆様からの御意見を募集しました結果、本件に関して11件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

１　意見募集の実施方法

（１）意見募集期間
令和８年９月８日～令和８年10月７日

（２）意見募集の掲載媒体
電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

（３）意見提出方法
電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

２　意見募集の結果
意見提出数　11件

３　寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり

以上

別紙

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	【該当箇所】 「廃止の届出」 【意見内容】 認定支援機関が支援業務を廃止する場合は、一定の周知期間を確保し、支援中の事業者への通知、後継支援機関の案内及び本人の同意を前提とした支援記録の引継ぎを行うよう求めてください。 【理由】 案では廃止届の提出だけが定められています。支援機関が突然業務を廃止すると、計画策定中又は計画実施中の事業者が支援を受けられなくなるおそれがあります。 地域サービスの継続を支援する制度である以上、支援機関自身の廃止によって支援が中断しない仕組みが必要です。	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関による支援業務の廃止については、法令に基づく届出を求めています。また、告示において、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が配慮すべき事項として、生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関相互の連携を図ることを求めています。そのため、御指摘のような一律の手続を新たに定めることとはしていませんが、支援を受ける事業者に支障が生じないよう、制度の適切な運用に努めてまいります。
2	【該当箇所】 認定申請書の「生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容」及び指針案の情報提供に関する規定 【意見内容】 認定支援機関の一覧を公表する際は、支援可能な業種・地域、支援内容、料金の有無・算定方法、相談窓口、利益相反管理及び苦情申出先を併せて公表してください。 【理由】 名称や所在地だけでは、事業者が自らに適した支援機関を選べません。料金や支援範囲が事前に分からなければ、地域の小規模事業者が利用をためらう可能性もあります。 支援機関を認定するだけでなく、事業者が比較して選択できる情報を提供する必要があります。	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の支援実績及び支援事例等を把握し、事業者による適切な支援機関の選定に資する情報提供に努めてまいります。なお、費用・報酬、相談方法、連携先等については、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が提供する支援の内容及び事業者の選択に有用な情報となり得る一方、個別契約及び営業上の情報にも配慮する必要があると考えております。
3	【該当箇所】 認定支援機関の認定要件 【意見内容】 「専門的な知識」「3年以上の実務経験」及び「同等以上の能力」について、対象となる業務、実績の内容、証明資料及び複数職員の経験を合算できる場合を具体的に示してください。 【理由】 判断基準が不明確なままでは、申請者によって証明方法が異なり、認定判断にもばらつきが生じます。支援機関の質を確保しながら、	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定要件については、申請者向けガイドラインにて、具体化を図る予定です。

	多様な地域の支援主体が申請できる基準が必要です。	
4	【該当箇所】 認定支援機関の認定要件及び認定申請書 【意見内容】 認定要件又は運用基準に、利益相反管理、秘密保持、情報セキュリティ及び金融取引等と支援判断を適切に分離するための体制を加えてください。 【理由】 支援機関は、事業者の財務・経営情報を取り扱います。金融機関等が支援機関となる場合も想定されるため、事業者が安心して相談できる明確な管理基準が必要です。	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関については、告示において、支援業務を通じて知り得た秘密を保持することを求めています。いただいた御意見も参考に、適切な制度運営に努めてまいります。
5	【該当箇所】 「認定の更新」 【意見内容】 認定更新では、形式的な要件だけでなく、支援件数、支援内容、計画の実施状況、苦情・不適切事例及び改善措置を確認してください。 【理由】 初回認定時の知識・経験だけでは、その後も適切な支援が行われているか判断できません。制度の信頼性を確保するため、更新時には実際の活動実績を確認する必要があります。	認定の更新に当たっては、認定要件への適合性を改めて確認することとしています。また、告示において、国は認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関からの報告等を通じて必要な確認を行い、支援業務の実施状況の把握することとしています。
6	【該当箇所】 概要 2. 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関 B）a）b）の「これと同等以上の能力」 【意見内容】 「同等以上の能力」として、AI・ロボット・デジタル技術の導入を支援した実績も認めてください。 【理由】 担い手が足りない地域で事業を続けるには、人の代わりに機械を入れる支援が要ります。その支援ができる人には、税務や金融の資格も、事業者を3年支援した経歴も持たない人がいます。	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定要件については、申請者向けガイドラインにて、具体化を図る予定です。いただいた御意見も参考に、適切な制度運営に努めてまいります。
7	産業競争力強化法第百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者の認定等に関する省令（案）に対する意見 1. 該当箇所 省令案の認定要件のうち、専門的知識に関する次の部分。	本要件は、税務、金融若しくは企業の財務に関する専門的知識又は生活維持物品役務に関する専門的知識のいずれかを有することを求めるものであり、税務及び金融に関する知識を必須とするものではありません。 また、専門的知識を満たす要件としては、資格等の保有に限らず、生活維持物品役務に関する支援実績等によって専門的知識を証明す

	「税務、金融及び企業の財務若しくは生活維持物品役務に関する専門的な知識を有していること又はこれと同等以上の能力を有すると認められること。」 あわせて、様式アの添付書類「専門的知識を有する証明書」が、資格又は免許等、中小企業等経営強化法第14条の経営革新計画等の策定支援、生活維持物品役務に関する支援内容の記載を求めている部分。 1．意見 専門的知識の要件は、「税務、金融及び企業の財務」と「生活維持物品役務」を並列の選択要件としていただきたい。証明書も、資格や経営革新計画の支援実績に限らず、生活維持物品役務の供給事業に対する合理化、多角化又は広域化の支援実績で足りることを明記していただきたい。 1．理由 現行文は、「税務、金融及び企業の財務若しくは生活維持物品役務」と読める。この読み方では、税務と金融の知識が必須となり、生活維持物品役務の知識は企業財務の代替にすぎない。 本制度の支援業務は、人口減少等に伴う生活維持に必要な物品又は役務の需要減少又は供給不足に対応する事業の効率化への側方支援である。想定される支援主体には、商工団体、地域金融機関のほか、協同組合連合会、産業又は職能別団体、交通・小売・運送等の現場支援を行う者が含まれる。これらの者は、路線再編、共同配送、店舗網の広域化等の知見を持っていても、税務と金融の双方を常に備えているとは限らない。 証明書が資格・免許と経営革新計画の策定支援を主たる記載欄としていると、生活維持物品役務そのものの支援実績が同等の能力として評価されるかが申請時に判然としない。法第140条の28第1項の認定は支援業務の実施体制を見るものであり、税務・金融の資格保有を実質的な入口要件とすると、地域の支援体制が狭くなる。	ることも可能です。
8	［意見］ 当団体は、地域、中小企業、自治体、大学、事業者等をつなぎ、事業化、経営改善、連携・共創等を支援する立場から、地域の生活維持サービスを支える事業者に対して、多様で実効性のある支援主体が参画できる制度とする観点で、以下のとおり意見を提出します。	法人については、必ずしも一人の職員が全ての知識及び経験を有することを求めるものではなく、その人的構成を踏まえ、法人全体として認定要件への適合性を判断することとしています。また、支援業務の実施に当たっては、告示においても、必要に応じて他の認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関や外部の支援機関と連携を図ることを推奨し

	【意見1】 ・該当箇所　省令（案）の概要1頁「認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関」認定要件B）a)・b) ・意見内容 法人について「その人的構成に照らして」とされている趣旨を踏まえ、複数人の専門性・経験を組み合わせて要件を満たすことが可能であることや、必要に応じた外部専門家・他支援機関との連携の考え方を、運用上明確にしていただきたい。 ・理由 生活維持サービス事業者の事業適応には、財務だけでなく、事業再構築、DX、人材、物流、販路、事業承継等の複数領域の知見が必要です。複数の専門家・組織が役割分担する体制を認めることで、地域ごとの課題に応じた支援の質を高め、支援主体の多様化にもつながると考えます。 【意見2】 ・該当箇所　省令（案）の概要1頁「同等以上の能力」及び様式「専門的知識を有する証明書」「実務経験証明書」 ・意見内容 「同等以上の能力」を確認する際には、資格・免許だけでなく、経営計画策定、事業化、事業承継、DX、販路開拓、地域事業者間の連携形成等の具体的な支援実績を示す資料を幅広く認め、評価方法の例をガイドライン等で示していただきたい。 ・理由 地域には、資格保有者だけでなく、実務を通じて高い支援能力を蓄積している人材・組織があります。制度の信頼性を確保しつつ、実効的な支援能力を適切に評価できるようにすることで、新しい民間支援組織や複合的な支援チームも参画しやすくなります。 【意見3】 ・該当箇所　省令（案）の概要1～2頁「認定申請」「認定の更新」及び別紙様式 ・意見内容 認定申請及び更新について、既に国・自治体等へ提出済みの法人情報や資格情報等を再度重複して提出させない仕組み、電子申請、変更のない添付書類の再提出省略等を可能とし、申請者・行政双方の事務負担を抑える運用としていただきたい。 ・理由 支援機関の認定制度そのものに過度な事務負担が生じると、地域の小規模な支援主体の参入を阻害する可能性があります。必要な審査	ております。 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定要件については、申請者向けガイドラインにて、具体化を図る予定です。 認定の申請及び更新に当たっては、認定要件への適合性を適切に確認しつつ、申請者及び行政双方に過度な事務負担が生じないよう、効率的な運用に努めてまいります。 なお、申請書に記載する事務所の所在地によって、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が支援業務を行う地域を限定するものではありません。いただいた御意見も参考に、適切な制度運営に努めてまいります。

	の質を維持しながら、デジタル化と既存情報の活用により手続きを簡素化することが、支援主体の確保につながると考えます。 【意見4】 ・該当箇所　省令（案）別紙様式ア「事務所の所在地」「生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制」 ・意見内容 事務所所在地の記載が、支援可能地域を限定するものではないことを明確にし、オンライン支援や広域的な専門家ネットワーク、地域の商工会・商工会議所・自治体等との連携を活用した支援も可能であることを、制度運用上明確にしていただきたい。 ・理由 人口減少地域ほど、地域内だけで全ての専門分野の人材を確保することが困難です。地域の窓口と広域の専門性を組み合わせることで、都市部と地方の支援格差を抑えつつ、必要な専門支援を提供できると考えます。	
9	該当箇所 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定要件及び廃止の届出に関する部分 意見内容 本制度における認定支援機関は、人口減少や少子高齢化等により生活維持物品役務の継続が困難となる地域において、事業者の事業適応を専門的に支援する重要な役割を担うものと考えます。その実効性と信頼性を高める観点から、以下の二点について検討をお願いします。 第一に、認定要件に規定されている「これと同等以上の能力」について、判断の透明性及び申請者の予見可能性を確保するため、具体的な考慮要素や証明資料の例を、可能な範囲で明らかにしていただきたいと考えます。 省令案では、税務、金融及び企業の財務又は生活維持物品役務に関する専門的な知識を有すること、また、生活維持物品役務を供給する事業者に対する支援について三年以上の実務経験を有することを基本とし、それぞれについて「これと同等以上の能力」を有すると認められる場合も認定対象としています。このように柔軟な認定余地を設けること自体は、地域の実情に精通した多様な主体を活用する観点から有意義であると考えます。 一方で、「同等以上の能力」をどのような要素から判断するのかが申請者側から分かりにくい場合、認定判断の予見可能性に差が生じるおそれがあります。そのため、例えば、関	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の認定要件については、申請者向けガイドラインにて、具体化を図る予定です。 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関による支援業務の廃止については、法令に基づく届出を求めています。また、告示において、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が配慮すべき事項として、生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関相互の連携を図ることを求めています。そのため、御指摘のような一律の手続を新たに定めることとはしていませんが、支援を受ける事業者に支障が生じないよう、制度の適切な運用に努めてまいります。

	連分野での支援実績、担当した業務の内容、継続年数、保有資格、地域の生活サービスに関する実務経験等のうち、どのような要素を総合的に考慮するのか、また、どのような資料が証明資料となり得るのかについて、申請要領や問答集等で例示することが望ましいと考えます。 これは「同等以上の能力」を狭く解釈し、形式的な要件を追加することを求めるものではありません。むしろ、地域の実情に応じた多様な支援主体が参入できる柔軟性を維持しながら、認定判断の透明性と公平性を確保することを目的とするものです。 第二に、認定支援機関が支援業務を廃止する場合について、支援中の事業者が突然支援を失うことのないよう、支援の継続性を確保するための基本的な取扱いを、運用上の留意事項等として示していただきたいと考えます。 省令案では、認定支援機関が業務を廃止するときは廃止届出書を経済産業大臣に提出することとされています。また、関連する指針案では、支援機関に対して支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を備えることが求められており、これらは支援の安定性を確保する上で重要と考えます。 しかし、実際の事業適応では、財務分析、計画策定、資金調達、事業再編、計画実施に関する助言等が一定期間にわたることも想定されます。その途中で支援機関が廃止となった場合、支援先事業者が新たな支援機関を探し直すこととなり、計画の実施や生活維持サービスの継続に影響が生じる可能性があります。 このため、廃止届出時には、例えば、支援中の事業者の有無を確認すること、必要に応じて支援先事業者へ事前に通知すること、他の認定支援機関や関係機関への接続について案内すること、支援先事業者の同意及び秘密保持に配慮しつつ必要な情報の引継ぎを行うこと等を、運用上の留意事項として示すことを希望します。 すべての廃止案件に一律の引継義務を課すことを求めるものではありません。支援内容、進捗状況、事業者の意向等を踏まえ、必要な場合に支援が途切れないための接続を確保するという考え方を明確にしていただきたいという趣旨です。 生活維持物品役務は、人口減少地域等において住民の日常生活を支える重要な機能です。その事業適応を支える制度においては、支援	

	機関の認定時の透明性と、支援開始後の継続性の双方を確保することが、制度への信頼と実効性につながると考えます。 以上の観点から、「これと同等以上の能力」の判断に用いる考慮要素及び証明資料の例を可能な範囲で明確化すること、並びに、認定支援機関が業務を廃止する場合に、支援中の事業者への通知や他の支援機関への接続等、支援継続のための基本的な取扱いを示すことを要望します。	
10	本省令案の公表および意見募集にあたり、生活必需物品・役務の安定供給、ならびに公的支援の公平性の観点から、以下の通り意見を提出いたします。 １.「生活維持物品・役務」を担う事業者の過剰な利益追求・やりたい放題に対する厳格な監視 生活の維持に欠かせない物品やサービスは、実質的に誰もが利用を避けることができない「生活インフラ」そのものです。 支援制度を利用する事業者が、公的なお墨付きや支援を背景に不透明なコスト増を価格転嫁し、庶民に負担を押し付けながら超過利潤（過剰な儲け）を得るような運用を断じて許してはなりません。認定基準や運用の要件において、事業者の適正な価格設定と利益の透明化を強く求めます。 ２．支援業務認定機関や特定大手への利権集中防止 支援業務を行う認定機関や実際の給付・支援対象が、特定の大手資本や既存の利権団体に偏重しないよう、透明性の高い情報公開と厳格な公的監査を講じることを強く求めます。	認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関については、法人の規模や属性にかかわらず、省令に定める認定要件への適合性に基づき、公平かつ適切に認定することとしています。 本制度の支援対象とするエッセンシャルサービスは生活に欠かせないサービスであり、地域住民の需要に応えるサービスであることが重要です。制度趣旨に鑑み、適切な制度運用に努めてまいります。

※上記のほか、今回の意見募集に直接関係しないご意見を１件頂きました。